コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

最終更新日：2015 年4月10日
株式会社フォーサイド
代表取締役 假屋　勝
問合せ先：03-6262-1056
証券コード：2330
http://www.forside.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方
当社は、コーポレート・ガバナンスを企業としての意思決定に関する透明性・公平性を確保するとともに責任体制を明確化することと捉え、経営の重要課題としております。
意思決定機関である取締役会の構成人員は少数となっておりますが、これは機動的かつ効率的な意思決定及び業務執行を行うためであり、意思決定に関する透明性・公平性の確保のために、経営状態の十分なディスクローズに努め監査役会の監査や社外各方面からの多様な意見を積極的に取り入れております。監査役会につきましては、複数かつ過半数の社外監査役を置くことによって、経営監視機能を十分に発揮することができる体制としております。

2．資本構成

外国人株式所有比率	10%未満

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
R－1第1号投資事業有限責任組合	4,713,100	21.48
安嶋　幸直	1,094,940	4.99
藤澤　信義	900,000	4.10
日本証券金融株式会社	850,600	3.88
株式会社SBI証券	177,300	0.81
中村　二三夫	172,490	0.79
田中　琢	107,000	0.49
假屋　勝	90,690	0.41
株式会社証券ジャパン	88,600	0.40
内田　和一	74,010	0.34

【支配株主(親会社を除く)の有無】なし

【親会社の有無】なし

【補足説明】なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	56 人
直前事業年度末における(連結)売上高	483,497(千円)
親会社	なし
直前事業年度末における連結子会社数	8 社

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
―

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【 取締役関係 】

定款上の取締役の員数(上限)	10 名
定款上の取締役の任期	1 年以内
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	2 名(うち、独立役員 0 名)

現状の体制を採用している理由
業務執行は、取締役会において行い、その機能の監視を監査役会が行っております。監査役会につきましては、複数かつ過半数の社外監査役を置くことによって、経営監視機能を十分に発揮することができる体制を構築しております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数(上限)	10 名
監査役の人数	3 名

監査役，会計監査人，内部監査部門の連携状況
監査役は会計監査人と連携し、会計監査人の年度監査計画と重点監査項目、監査方法等を確認し、期中及び期末の各監査において、会計監査人の監査状況の報告を求めるとともに、監査役の調査した会社状況や取締役の業務執行状況等、相互の監査活動を踏まえた意見交換を適宜実施することで監査品質の向上と効率化に務めております。
また、内部統制は、内部監査室（1 名）が定期的に内部監査を実施しており、監査役会との適宜の意見交換にて連携を図り、当社及び子会社の業務全般に関して、監査の結果を踏まえ、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理体制の適切性及び有効性を検証しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
法木　右近	公認会計士								○	
田辺　一男	弁護士								○	
瀬山　　剛	公認会計士								○	

※1 会社との関係についての選択項目
a 親会社出身である
b その他の関係会社出身である
c 当該会社の大株主である
d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由（独立役員に指定している場合は，独立役員に指定した理由を含む）
法木　右近	○	―	公認会計士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。
田辺　一男		―	弁護士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。
瀬山　　剛		―	公認会計士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。

会社との関係（2）

その他社外監査役の主な活動に関する事項
―

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	―

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明
ストックオプションは、企業への貢献度合いに応じて当社の取締役及び監査役、従業員並びに当社関係会社の役員等に支給されます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明
―

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明
前事業年度(第 15 期)における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役の年間報酬総額 21 百万円

報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無	役員の報酬については、株主総会の決議により定められた取締役・監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。 その限度額の範囲内において、各役員の業務執行状況等を鑑み、取締役の報酬等については取締役会にて、監査役の報酬等については監査役会の協議にて報酬等の額の決定しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】
社外監査役の内 1 名が、週に 1 回行われる管理部会議に参加し、社内各部署からの資料提出及び説明を受けることで、情報共有を行っております。
また、諸事情により当該会議に参加することができない場合は、管理部により適時報告が行われ情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)
取締役会は、取締役 5 名で構成されており、業務執行に関する重要事項の決定や、取締役の職務執行の監督を目的として、原則として月に 1 回開催されています。
また、毎週 1 回「経営会議を開催し、適切な情報交換及び職務執行の効率化へ向けて取り組んでおります。
(監査役会)
監査役会は、3 名すべてを社外監査役とし、法務及び会計、税務の専門性を持った人材を招聘することで、独立性・実効性を確保するとともに、取締役の職務執行への牽制機能を強化しております。社外監査役法木右近氏はアスカ監査法人の代表社員であり、会社経営者としての広い見識を持ち、中立で客観的な立場に基づいた経営監視が期待できます。尚、同氏は株式会社オプトロムの監査を行っており、当社は同社とコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結しております。

(内部監査)
内部監査につきましては、内部監査室が担当しており、内部監査規程に基づき監査を実施しております。

（会計監査人）
会計監査人につきましては、2名の会計監査人に定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の業務執行は取締役会において行い、その機能の監視を監査役会が行っております。監査役会につきましては、常勤監査役（社外）1名と監査役（社外）2名の合計3名で構成しています。社外監査役を置くことによって、経営監視機能を十分に発揮することができる体制を構築しております。
社外監査役の選任にあたっては、当社の経営につき、適切に監督、監査できる豊富な業務知識と経験を有するものを選任しております。当社の社外監査役は、その独立した立場で客観的な見識に基づく意見や専門的知識に基づく指摘を行っており、取締役の経営判断や業務執行の適正性を監視する機能を担っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 12 月を決算期とし、3 月に株主総会の開催をしております。 その他、当社ホームページに招集通知及び決議通知の掲載をしております。

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2 回、アナリスト・機関投資家向け説明会を実施しております。直近の開催内容は、以下のとおりです。実施時期は 2014 年 2 月 18 日、実施内容は 2014 年 12 月期決算概要、事業進捗および今後の戦略に関する説明等。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、説明会資料等、適時開示資料、各種公告、株式情報、IR カレンダー、よくあるご質問を掲載。URL http://www.forside.co.jp/	あり
IRに関する部署（担当者）の設置	IR 担当部署：管理本部 IR 事務連絡責任者：大塚 美樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、業務全般にわたる諸規則を網羅的に整備、文書化しており、この諸規則の下で各役職員が権限と責任を持って業務を遂行する体制を構築しております。
また、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議し、これに基く内部統制システムの整備に努めております。

内部統制システムの整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、企業理念に基づいた倫理規程を定め、取締役自らによる率先垂範と役職員への周知徹底を図ることとする。また、取締役会を通じ取締役の職務執行の監視をより強化することとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書保存規程」に基づき、担当所管部門が、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、文書種別に応じて適切な保存期間を定め、期間中は権限者が閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、適切なリスク管理体制を整備し構築する。
(2) 事業上のリスクとして、信用リスク・市場関連リスク・事務リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内管理体制及び規程・マニュアルの整備、見直しを行うこととする。併せて、報告・監視・改善体制を整備する。
(3) 当社の事業形態を鑑み、知的財産権管理の重要性を認識し、法務部門による契約締結までのプロセス及び契約書の保管体制を含めた厳格な管理体制を構築する。
(4) 監査役会は、事業活動におけるリスクが予見される場合には、迅速に代表取締役及びリスク管理委員会に報告をするものとする。報告を受けたリスク管理委員会は、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整えることとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 企業価値向上のための成長戦略として、企業理念を機軸に制定した経営計画、及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行うこととする。
(2) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分担に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
(3) 「業務分掌規程」、「稟議規程」等に定める役割と責任、職務執行手続きに従って必要な決定・執行・監督を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
(4) 取締役は原則として毎週 1 回「経営会議」を開催し、適切な情報交換及び職務執行の効率化に努める。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業理念、企業行動規範、企業行動基準及びグループ企業倫理規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
(2) 「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等により、職務の範囲や権限を定め、適正な牽制が機能する体制を構築する。

6. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 各グループ関係会社の管理については、「関係会社等管理規程」の基本原則を遵守し、その業務の適正を監視できる体制を構築する。
(2) 当社と子会社との取引条件(子会社間の取引条件を含む)が、第三者との取引と比較して、著しく不利益に、また恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認する体制とする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の業務補助のため必要に応じて、その職務を補助する「監査役事務局」を設置し、監査役事務局所属の使用人を配置することとする。監査役事務局の人数、資格などは常勤監査役との間で協議の上、決定することとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役事務局の使用人は専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助に専念する。また、その任命・人事評価・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
(2) 監査役と協議の上、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制を整備することとする。
(3) 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要議事録、稟議書は、都度監査役に回覧することとする。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役と監査役会との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制とする。
監査役は内部監査人との間で、事業年度ごとに内部監査計画を協議するとともに定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議、意見交換をして密接な情報交換及び連携を図る。
(2) 監査役及び内部監査人は、会計監査人とも連携し相互に情報共有を図る。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全を脅かし経済活動の障害となるような反社会的勢力とは対決し、当社の企業価値の向上とステークホルダーとの共栄を目指す。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 「倫理規程」に反社会勢力との対決に関する条項を定め、役職員への周知徹底を行う。
(2) 「反社会的勢力等対応マニュアル」の策定や、各種契約書への「反社会的勢力排除条項」の盛り込みなど、文書を通じて反社会的勢力との対決方針を浸透させる。
(3) 反社会的勢力に対し組織として対応すべく「不当要求防止責任者」を選任するとともに、主たる対応部署である管理本部が、必要に応じて警察や顧問弁護士等の専門家に相談するなど、適切に対応する。
(4) 警察・財団法人暴力団追放運動推進都民センター等と連携し、反社会的勢力に対する情報収集を行う。

買収防衛策の導入の有無	なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)リスク管理委員会

リスク管理体制としては、おおよそ下記を基本としております。

①各部署ごとにおける担当責任者を任命するとともに、社内の各部署が、それぞれの部門の立場から、リスクの大きさと発生の可能性を基準に重要リスクの特定を行う。

②各部署は、特定した重要リスクについて、主として「予防的統制」「発見的統制」の観点から対応方法を決定し、書面化する。

③以上の作業で決定したリスク管理体制は、定期的なモニタリングを行い、見直しをする。

(2)監査役事務局

監査役事務局を設置する場合における、運営方法等についての監査役との協議については、おおよそ下記を指針としております。

①事務局の人選については、監査役の業務について、一定の知識を有する者を選任する。

②人事異動・評価の面で、独立性が損なわれないよう、最大限の配慮をするものとする。

【 参考資料:模式図 】

■株式会社フォーサイド コーポレートガバナンス図

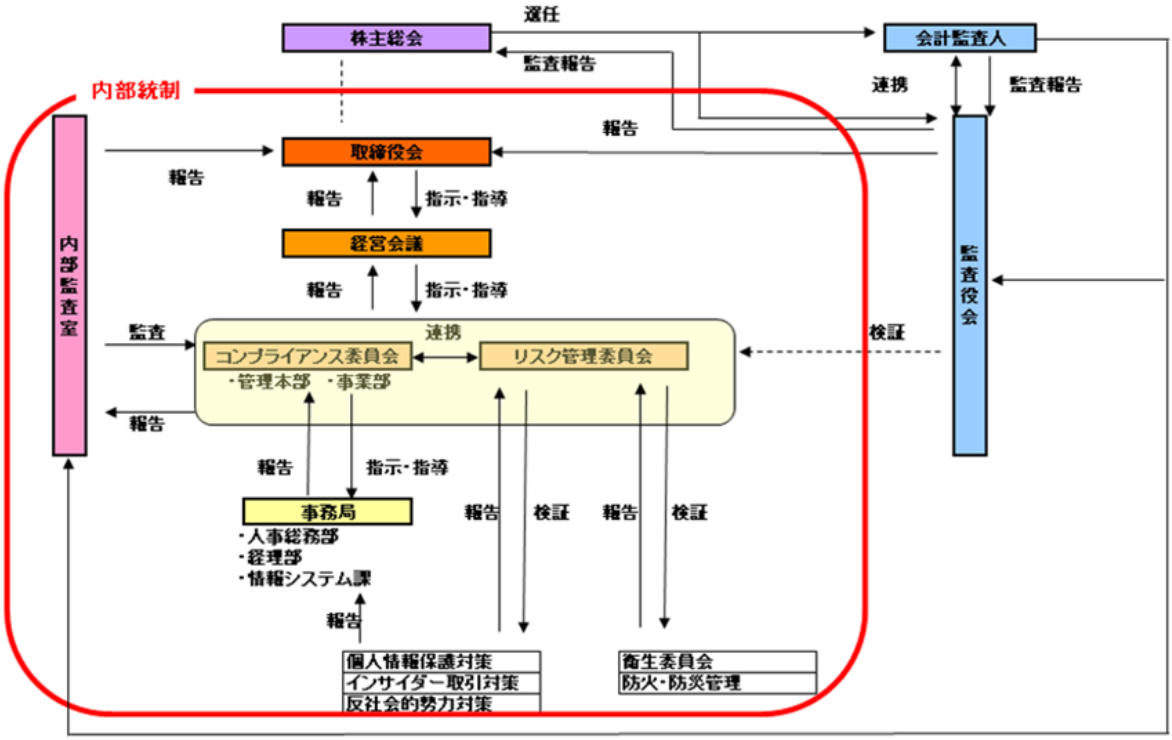

【適時開示体制の概要】
Ⅰ.適時開示体制の概要

適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項
1.　経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等
投資家の皆様への適性かつ公正な情報開示の実行を基本姿勢として、適時開示体制を構築しております。投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が生じた場合には、適時開示規則の基準に沿って速やかで適切な開示を実行します。

2.　自社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析
機密性ある重要な情報の開示に係っては、取締役会もしくは臨時取締役会を開催した上で開示の可否を決裁します。
機密性ある重要な情報は、適切かつ公正な開示が行われるまでは厳重に管理されます。また、当社は機密性ある重要な情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を制定し、周知徹底と理解啓蒙を促進しています。

Ⅱ.適時開示業務を執行する体制

1.　開示担当組織の整備
2.　適時開示手続の整備
適時開示の体制は、IR 課を専任部署として以下の体制により情報開示を行なっています。
IR 課は、社内の各業務執行部署との連携によって、適切に機密性ある重要な情報の収集を行ないます。収集した機密性ある重要な情報が開示基準に該当するか否か、該当しないとしても任意に開示を行なうかどうかを含めて、具体的開示方法に関する分析・判断を行い、取締役会の決裁を経た後に、適時開示を行ないます。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備
当社では、他の部門から独立した内部監査担当部署を設置しており、会社情報の管理体制を含め、全社的な内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しています。
また各監査役は取締役会その他重要会議への出席の他、各部署の責任者からの情報収集により、上記管理体制が適切に機能しているかについて、監査を行なっています。

適時開示手続に係る社内体制
【模式図】

